

ハシト申渡シタリ然シテ昨一日午後二時組合本部員
安井善作外ニ為ハ勞働者代表トシテ工場事務所ニ於
テ事業主代表者麻野竹人ト會見シ豫メ提出セル要求
書ニ對スル回答シテ求メタルニ事業主側ニ於テハ出来
ル限り請負單價ノ引上テ其ノ但ニ付テ勞働者ノ希望
ニ副フヘシ努力スルモ要求事項全部ニ對シ具体的ニ
回答スル能ハスト申渡シタルニ勞働者側ハ更ニ別記
要求書ヲ提出シテ退去セリ

六、経 過

(1) 勞働者側

昨一日迄ハ平常通り作業ニ従事シ居リタルモ昨一日
ノ會見ニ於テ交渉不調ニ終リタルヲ以テ今日ヨリ争

議園中部シ深川運東所四六ニ設ケ復ニ罷業ニ移ルコト
シ決議シ今後ノ対策協議中ナリ

(2) 事業主側

絶対ニ勞働者ノ要求ニ応スルニ必要ナシトシテ態度頗
ル強硬ナリ

右及申(通)狼狽也

第一回 要求事項

人減賃賃銀二円五十年ニ下ル
又仕事ナシニテ解雇ニシ場合ハ和議ノ年分ラシ又控スルコト
又人減賃ニ至リテハ臨時賃付ル場人ハ労働者側賃付セシムルコト
又解雇セシメ仕事ノ印シシ場合ハ臨時賃付下見做シ一日後ノ翌日又控スルコト
又足取手金ノ制ナ
又出立金ノ制ナ
又社費ヲ減額シ場合ハ出立金付下見做シ一日後ノ翌日又控スルコト
又足取手金ノ制ナ